

令和3年度 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会
第2回新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループ 次第

日時：令和3年10月12日（火）16:00～18:00

場所：神戸市教育会館 501

※オンライン希望委員はオンライン参加

1 開 会

2 協 議

新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループ 提言書（資料1）

3 そ の 他

4 閉 会

【配布資料】

- 資料1 新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループ 提言書（案）
　　資料1-1 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた喫煙所ガイドライン（案）
　　資料1-2 テレワークと喫煙（案）
- 資料2 第1回新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループでの意見
- 資料3 兵庫県内市町の一般庁舎・議会における受動喫煙対策等の実施状況

【委員長提供資料】

- 委員長提供資料1 「広がる禁煙推奨 在宅や就活生も 1日値上げ
　　企業が取り組み強化」産経新聞
- 委員長提供資料2 「10月1日から全社で勤務時間中の禁煙を実施
　　～喫煙者の卒煙もサポート～」 清水建設ニュースリリース

【参考資料】

- 参考資料1 新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループ概要
- 参考資料2 受動喫煙防止対策検討委員会 第1回新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループ会議録（9月7日）
- 参考資料3 兵庫県内市町の一般庁舎・議会における禁煙実施状況質問票（9月実施）
- 参考資料4 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例

令和3年度兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会
新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループ 委員名簿

五十音順

今回委員(敬称略)	所 属 ・ 役 職	第2回 出席
梅村 智	(一社)兵庫県歯科医師会 常務理事	出席
奥原 大樹	神戸新聞社 論説委員	出席
河口 紅	特定非営利活動法人さんぴいす 理事長	出席 (オンライン)
越田 謙治郎	兵庫県市長会 副会長	出席 (オンライン)
藤原 久義	県立尼崎総合医療センター 名誉院長	出席
大和 浩	産業医科大学産業生態科学研究所 教授	出席 (オンライン)

事務局名簿

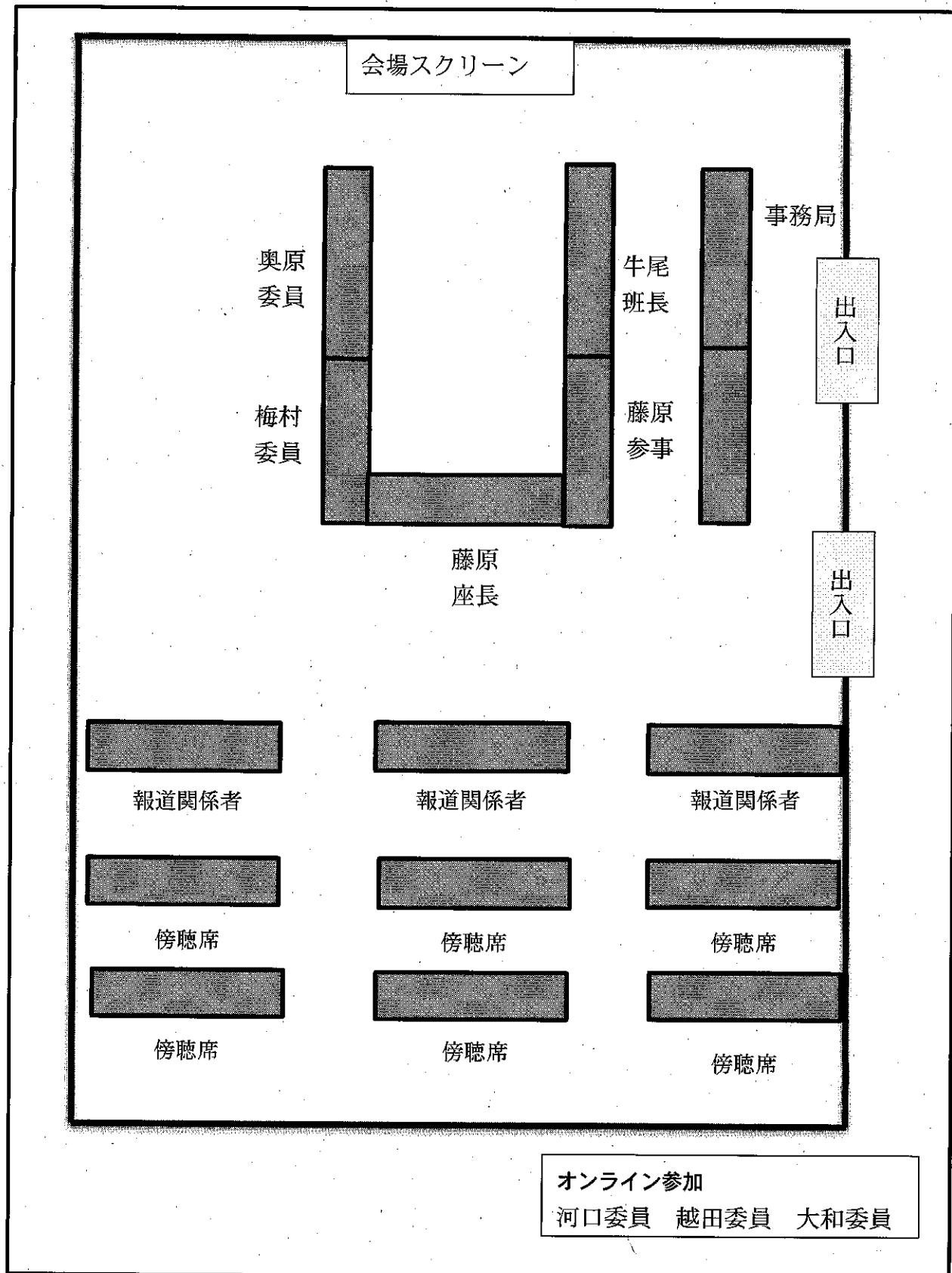
氏名	所 属 ・ 役 職
藤原 恵美子	健康福祉部健康局参事兼健康増進課長
牛尾 敏明	健康福祉部健康局健康増進課受動喫煙対策班長
山口 和浩	健康福祉部健康局健康増進課受動喫煙対策班主任

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会

第2回新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループ 配席図

日時：令和3年10月12日（火）16:00～18:00

場所：神戸市教育会館 5階 501



新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループ提言書(案)

1. 基本方針

喫煙により、新型コロナウイルス感染症の感染のリスクが高まることや、重症化のリスク因子であることなどが指摘されている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新たな働き方であるテレワークの導入が進むなど、県民を取り巻く環境は、大きく変わりつつあり、今後もこの動きが止まることはないと考えられる。

については、本県の受動喫煙対策についても、今後の「ウィズ＆ポストコロナ社会」に向けた、新たな取組みが必要である。

2. 提言（検討結果）

(1) テレワークに対する取組み

場所や時間にとらわれない新たな働き方として普及が進んでいるテレワーク（在宅勤務、モバイルワーク、ワーケーション、サテライトオフィス勤務などを含む）実施にあたっては、喫煙対策を考慮した取組が必要である。
(別案のとおり)

(2) 兵庫県としての取組み

兵庫県は、受動喫煙対策について指導的立場であることから、より一層の率先的な取組みが求められる。

- ・庁舎内の特定屋外喫煙所の設置を見直し、敷地内全面禁煙とすること
- ・職員の勤務時間中（在宅勤務を含む）の喫煙について制限すること
- ・庁舎内でたばこを販売しないこと

(3) 新型コロナウイルス感染症に対する取組み

喫煙が新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクを高めることなどについて、幅広く県民の理解を深めていくことが必要である。

ア 一般県民に対する取組み

- ・広報媒体を活用して広く周知啓発を行うこと。また、特に受動喫煙が増加しやすいマンションや居宅などに対しては、より積極的に啓発を行うこと。

イ 喫煙所に対する取組み

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、喫煙所は閉鎖するなどの対応が必要であること。
- ・設置者は、設置の必要性について、この機会にあらためて検討を行うべきであること。
- ・感染リスクの高まる喫煙所については、一定のガイドラインにより運用していく必要があること（別案のとおり）。

テレワークと喫煙（案）

- ・新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、多くの官公庁や企業でテレワークの導入が進んでいる。
- ・この機会をとらえ、受動喫煙を増加させない取組みが必要である。



(官公庁や企業で必要な取組例)

- ・勤務時間内の全面禁煙
- ・在宅勤務時は休憩時間も居宅内では禁煙
- ・禁煙治療の補助
- ・喫煙所の見直し



新型コロナウイルス感染拡大防止 に向けた喫煙所ガイドライン（案）

施設管理者へのお願い

- ・新型コロナウイルス対策として喫煙所の一時閉鎖を推奨する。
- ・施設の状況に応じて人数制限もしくは密度制限を設ける。

喫煙所利用者へのお願い

- ・混雑時又は風邪症状のある場合、喫煙所の利用を控える。
- ・喫煙所入口に体温測定器、アルコール消毒を設けることが望ましい。
- ・喫煙所利用前後の手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・ライター、ポケット灰皿などの貸し借りをしない。
- ・喫煙中は会話をしない。
- ・人との距離を保つ（1m）。
- ・喫煙をしているとき以外はマスクを着用する。
- ・喫煙所滞在時間を極力短くする。

第1回新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループでの意見

資料2

1 意見整理

論点	主な意見	提言書への記載案
1 テレワークに関する取組み	<p>○野村ホールディングスは「10月1日から就業時間内は在宅勤務を含めて、全面禁煙」を打ち出している。体調管理について考えてもらうよい機会である。</p> <p>○昼休みまで喫煙を禁止している自治体はないが、昼休みも禁止しておないと、周辺に自治体職員が群がってしまう。</p> <p>○場所がどこであっても、たばこを吸いながら、勤務するというのは、本質的には禁止すべきである。</p> <p>○今の時点で、どこまで制限するかは悩ましい。本市は、勤務時間中の喫煙については、職務専念義務違反として処分する取り扱いとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●場所や時間にとらわれない新たな働き方として普及が進んでいるテレワーク（在宅勤務、モバイルワーク、ワーケーション、サテライトなどを含む）実施にあたっては、喫煙対策を考慮した取組みが必要（別案のとおり） ●職員の就業時間内（在宅勤務時を含む）時間中の喫煙について制限すること ●受動喫煙の機会を減らすため、在宅勤務時は休憩時間であっても、自宅では禁煙。
2 兵庫県としての取組み	<p>○兵庫県はまず自分たちがやらないと民間はついてこない。</p> <p>○たばこを売りつつ対策をやるというのはどうか。庁舎内で、たばこを売らない姿勢も必要</p> <p>○兵庫県内市町で庁舎内喫煙所の取組について、一覧表を作成して現状を整理すべきである。県全体でレベルアップを図る取組みが必要。</p> <p>（現在の条例では、市町庁舎の敷地内で屋外喫煙所を設置することは可能ですが、施設管理者の判断で設置しないようになります）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●兵庫県は、受動喫煙対策について指導的立場であるから、より一層の率先的な取組みが求められる。 ●庁舎内たばこを販売しないこと ●庁舎内の特定屋外喫煙所の設置を見直し、敷地内全面禁煙とする（受動喫煙の防止等に関する条例において、「当面の間」の設置が認められている庁舎内の特定屋外喫煙所については、設置を見直す）
3 新型コロナウイルス感染症に対する取組み	<p>【一般県民に対する対策】</p> <p>○喫煙が新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクとなることについて、インパクトの強い啓発が求められる。</p> <p>○在宅勤務等の影響で、マンションや居宅の住民から、受動喫煙が増えていることの苦情があることを、はつきり伝えるべきである。</p> <p>○条例第20条において、妊婦は喫煙をしてはならないとされているが、十分に啓発されていないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙が新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクを高めることがなどについて、幅広く県民の理解を深めていくことが必要 ●一般県民に対しては、広報媒体を活用して広く周知啓発を行うこと。また、特に受動喫煙が増加しやすいマンションや居宅などに対しては、より積極的に啓発を行うこと。
	<p>【喫煙所に対する対策】</p> <p>○公共喫煙所のあり方にについては、将来検討すべき課題だが、緊急事態宣言下においては厳しい規制が必要でないか。</p> <p>○市民の方に、喫煙所がリスクのある場所であるといふ啓発は必要。</p> <p>○民間が設置している喫煙所は、要請にとどまるのかなと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、喫煙所は閉鎖するなどの対応が必要であること。 ●設置者は、設置の必要性について、この機会にあらためて検討を行うべきであること。 ●感染リスクの高まる喫煙所については、一定のガイドラインにより運用していく必要があること（別案のとおり）。

兵庫県内市町の一般庁舎・議会における受動喫煙対策等の実施状況

令和3年9月末時点

資料3

番号	市町名	一般庁舎(本庁舎)			勤務中の喫煙 タバコの販売	禁煙実施状況	議会棟・フロア
		禁煙実施状況		喫煙場所(屋外)			
		実施年月	ケ所	初めて開設中			
1 神戸市	敷地内禁煙	2011/05	なし	自肃・節度ある喫煙	なし	敷地内禁煙	2011/05
2 姫路市	建物内禁煙	2007/04	喫煙コーナー、テラス・ベンチ	8ヶ所	1ヶ所 規定なし	売店	建物内禁煙 実施年月 2007/4
3 尼崎市	建物内禁煙		庁舎に隣接した喫煙コーナー・屋上	8ヶ所	なし	自肃・節度ある喫煙 2019/07	売店 建物内禁煙 実施年月 2013/04
4 明石市	敷地内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	禁止 2016/07	コンビニ 建物内禁煙 実施年月 2011/04
5 西宮市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	2ヶ所	なし	自肃・節度ある喫煙 2013	コンビニ 敷地内禁煙 実施年月 2011/11
6 洲本市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	2ヶ所	なし	禁止 2020/04	なし
7 芦屋市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	規定なし 2019/04	売店 敷地内禁煙 実施年月 2019/07
8 伊丹市	敷地内禁煙	2020/01	なし	自肃・節度ある喫煙	なし	コンビニ 敷地内禁煙 実施年月 2020/01	なし
9 相生市	建物内禁煙		屋上喫煙コーナー	2ヶ所	なし	自肃・節度ある喫煙 2019	建物内禁煙 実施年月 2019/06
10 豊岡市	建物内禁煙		庁舎に隣接しない、屋外喫煙コーナー	1ヶ所	なし	自肃・節度ある喫煙 2019/07	建物内禁煙 実施年月 2019/07
11 加古川市	敷地内禁煙	2019/07	近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	禁止 2019/07	コンビニ 建物内禁煙 実施年月 2019/07
12 赤穂市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	規定なし 2019/07	なし
13 脇本市	敷地内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	禁止 2019/07	敷地内禁煙 実施年月 2019/07
14 宝塚市	建物内禁煙	2019/07	近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	禁止 2019/11	なし
15 三木市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	2ヶ所	なし	規定なし 2013/01	コンビニ 建物内禁煙 実施年月 2004/4
16 高砂市	敷地内禁煙	2019/07	なし	なし	禁止 2013/01	禁止 2012/08	なし
17 川西市	建物内禁煙	2019/07	なし	なし	禁止 2013/01	禁止 2012/01	なし
18 小野市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	自肃・節度ある喫煙 2012/08	建物内禁煙 実施年月 2019/11
19 三田市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	3ヶ所	なし	禁止 2018/11	なし
20 加西市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	禁止 2019/11	なし
21 丹波篠山市	建物内禁煙		屋上喫煙コーナー	1ヶ所	なし	禁止 2019/07	なし
22 義父市	建物内禁煙		屋上喫煙コーナー	1ヶ所	なし	規定なし 2019/07	なし
23 丹波市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	禁止 2019/06	なし
24 南あわじ市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	4ヶ所	なし	自肃・節度ある喫煙 2015/04	なし
25 朝来市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	禁止 2009/07	建物内禁煙 実施年月 2019/07
26 淡路市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	2ヶ所	なし	自肃・節度ある喫煙 2012/04	なし
27 宍粟市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	自販機 2015/11	建物内禁煙 実施年月 2009/04
28 加東市	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	自販機 2005/10	建物内禁煙 実施年月 2015/11
29 たつの市	建物内禁煙		屋上と屋上喫煙コーナー	2ヶ所	なし	自販機 2012/04	なし
30 猪名川町	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	自販機 2015/11	建物内禁煙 実施年月 2012/04
31 多可町	建物内禁煙		屋上と屋上喫煙コーナー	3ヶ所	なし	自販機 2015/07	なし
32 稲美町	敷地内禁煙	2019/04	なし	なし	規定なし 2019/07	なし	建物内禁煙 実施年月 2019/04
33 播磨町	建物内禁煙	2020/04	なし	なし	禁止 2019/07	なし	敷地内禁煙 実施年月 2020/04
34 市川町	建物内禁煙	2019	屋上喫煙室	1ヶ所	なし	禁止 2019/07	なし
35 福崎町	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	1ヶ所	なし	自販機 2015/07	建物内禁煙 実施年月 2015/07
36 神河町	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	2ヶ所	なし	自販機 2006/08	建物内禁煙 実施年月 2016/08
37 太子町	建物内禁煙		テラス・ベンチ他	2ヶ所	なし	規定なし 2019/07	なし
38 上郡町	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	2ヶ所	なし	規定なし 2019/07	なし
39 佐用町	建物内禁煙		近隣所有地の喫煙コーナー	2ヶ所	なし	自販機 2019/07	建物内禁煙 実施年月 2019/07
40 香美町	建物内禁煙		テラス・ベンチの喫煙コーナー	1ヶ所	なし	自販機 2019/07	建物内禁煙 実施年月 2019/07
41 新温泉町						10月時点 国答未着	
【市町集計】		敷地内禁煙 9	22.5%			禁止 17(42.5%)	敷地内禁煙 12 30.0%
		建物内禁煙 31	77.5%			自粛 16(40.0%)	あり 11 建物内禁煙 28 70.0%
						規定無し 7(17.5%)	

**YAHOO! ニュース
JAPAN**

広がる禁煙推奨 在宅や就活生も 1日 値上げ 企業が取り組み強化

9/29(水) 18:18 配信

産経新聞



都内のビル内に設置されている喫煙所。喫煙率の低下を目指す企業では、就業時間内の全面禁煙と合わせ、自社で管理する喫煙所の廃止なども進む

従業員の健康増進や受動喫煙防止に向けた企業の禁煙への取り組みが進んできた。野村ホールディングス(HD)は10月1日から、グループの国内全社員約1万500人を対象に就業時間内の全面禁煙を実施。大鵬薬品工業は来年4月入社の新卒採用者から「非喫煙者」を採用条件とする。1日にはたばこ税の増税に伴う値上げがある。禁煙を考えている従業員や喫煙率の低下を目指す企業にとっては一つのきっかけにもなりそうだ。「就業時間内は在宅勤務の場合も含め全面禁煙」そう話すのは野村HDの広報担当。同社は毎月終日禁煙の日を設定したり、社員の禁煙治療などを費用面でサポートしたりしてきた。10月からはさらに踏み込む。「今年3月末までに18%まで低下してきた社員の喫煙率を、令和7年には12%まで下げるのが目標」(野村HD広報担当)という。今年3月末までに社員の喫煙率が12%まで低下した味の素でも同様の施策が進む。「健康関連の事業が多いこともあり喫煙率は低めだが、就業時間内の禁煙といった取り組みも始めている。来年度からは国内グループ全体でテレワークも含めた就業時間内の全面禁煙を実施していく」(味の素広報部)来年末までに社員の喫煙率12%以下を目指すサッポロHDでも、来年1月からはサッポロビールなどの事業会社で就業時間内の全面禁煙を実施する計画。各社の取り組みは、いずれも強制ではなく罰則などはない。禁煙外来などで治療を受ける際の費用をサポートするという点も共通している。「促すとともにサポートすることで、社員の喫煙率を下げていく」(味の素広報部)という作戦だ。一方で、より強力な取り組みを進める企業もある。特に、医薬品メーカーや接客業などではそうした傾向が強い。大鵬薬品は生命関連企業でもあることから、令和5年までに社員の喫煙率ゼロを目指すことにした。就業時間内の全面禁煙の徹底や禁煙外来費用の補助などのほか、昨年秋からは中途採用の条件を非喫煙者であることとした。今年の採用活動を経て入社する来春の新卒者にも同様の条件を適用。昨年の社内調査では15%だった全社喫煙率のゼロ化を急ぐ。同社も「罰則は設けない」(広報担当)というが、ロート製薬や星野リゾートなど社員の非喫煙者化、いわゆる『卒煙』を実現した企業も少なくない。愛煙家には厳しい時代だが、健康志向や値上げと卒煙に向けた環境はまた一步進みそうだ。(青山博美)

10月1日から全社で勤務時間中の禁煙を実施

～喫煙者の卒煙もサポート～

経営

2021.10.01

清水建設（株）＜社長 井上和幸＞は、健康経営推進策の一環として、10月1日から勤務時間中を禁煙とともに、本社はじめ当社が管理する国内外の常設事業所内の喫煙所を廃止します。

2020年4月に全面施行された改正健康増進法を踏まえ、多くの企業が受動喫煙の防止に向けた取り組みを活発化しています。当社は健康経営企業として、「喫煙が及ぼす健康被害から従業員を護る」という姿勢のもと、喫煙対策を徹底すべく勤務時間中の禁煙の制度化に踏み切ったものです。これにともない、喫煙者の“卒煙”を支援するため、従来から実施していた本社診療所における禁煙外来の対応に加え、保健師による禁煙挑戦者へのメールサポート、デジタルサイネージや社内報を利用した禁煙メッセージの発信等を実施します。

当社は、2019年に策定した中期経営計画＜2019-2023＞の経営基盤強化策の中で「健康経営の推進」を掲げ、2020年9月には「シミズグループは、従業員が健康でいきいきと仕事に取り組み、持てる力を発揮することにより、一人ひとりが活躍できる企業を目指す」と健康経営宣言を行いました。これにもとづき、メンタルヘルスケアや感染

症対策の充実、社内食堂のヘルシーメニュー導入、従業員への生活習慣改善指導の強化といった健康づくりに直結する健康施策を積極展開してきた結果、本年3月には経済産業省が主催する「健康経営優良法人2021」に認定されました。

当社は引き続き、健康経営企業として、従業員の健康増進と職場環境の改善に資する施策を継続的に実施し、従業員一人ひとりの働きがいと幸福度の向上を目指します。

以 上

ニュースリリースに記載している情報は、発表日現在のものです。ご覧になった時点で内容が変更になっている可能性がございますので、あらかじめご了承ください。ご不明な場合は、お問い合わせください。